

研究通信

刊会局学部三
研究社務塾學隆
1987年6月
村落事務應義濟山田
慶經高港區三
TEL 03(453)4511
No.148

村落社会研究会大会案内

第一回研究報告

会日時 一九八七年十月五日（月）六日（火）
会場 いこいの村庄内

山形県鶴岡市大字千安京田
字童花山一一一

宿泊費 基本料金 一泊六、九五〇円
（懇親会費・参加費等は別）

参加希望者は同封葉書で大会事務局、岩本由輝氏に申し込んで下さい。会場案内は次号通信でおしらせいたします。

八七年大会報告の募集

来る十月五日・六日の大会報告を募集いたします。報告希

望者は事務局宛八月十五日までに「題名」を付し御送付下さい。

なお「要旨」（1000字詰十枚前後）を八月末までに事務局宛に御送付下さい。

「土地と村落」

安原茂

ここ数年の年報などを読み返してみ、通信を見たりして、若干の印象、感想を持ったので、それについて少しお話ししてみたい。土地と村落という共通課題になつてているが、土地という問題を正面から取り上げたのはこれが始めてだと思う。しかし、村落の方はそれなりに長い間検討されてきて、当然土地と対応するところの村落に

については従来の研究の蓄積というものがあると感じる。そういう観点に立つと、ひとつは村落というものの認識を村研では共通認識として蓄積というものどのように行われてきたのか。以上の事をみると数回の共同討論の報告などをみても必ずしも蓄積されているとは思えない。たまたま31回、32回大会での共同討論を総括した高橋さん、中田さんの論文が年報に出ている。そこにもさまざまな経験的な事実の報告があるだけではなく、やはり理論的に整理していく必要があるということが指摘されている。この指摘はある意味では原点にたちかえって村落認識の組み替えを考えてみる必要があるのではないかということである。これについては長谷川さんの報告が前回大会であつたが、ああいう風な提言などをみてもやはり報告が前回大会であつたが、ああいう風な提言などをみてもやはり村落認識の組み替えを高めていく必要がある。

個別報告を見ながら感することの一つは、現在の村落というものの全体像の見通しが難しくなってきている。ある個別の事例の報告が今日の村落の全体像にどのように位置づけられるのかがはつきりしない。従って個々の報告を通じて全体の展望もなかなか見にくくなってきた。もちろん研究者の責任ということではなく、現実の村落自体が様々な形で動いている。これを全体的に見通すことは、かなり難しくなってきているという状態があるだろう。しかし、そういう状況であればあるほどそこに何らかの仮説を立てていき、制御していく必要もあるのではないか。それが理論的な蓄積とも関わる。全体としてこの村落認識については、最近、様々な村落見直し論とも関連してくると思う。こういう問題に関してはかつて研究会で島崎さんも、発言されたこともあると思うが、どうもそのあたりが必ずしも十分に受けとめられているようにも思えない。そういう

意味で見直しの作業というものをしていく必要があるのではないだろうか。

今日は主に3点を申し上げておきたい。第一番目は農業集落の多様性ということ、二番目は、土地管理主体としての村落、村落パワーの認識の組み換えにも、関連のあることですけども、一応土地という観点から村落というものを見ていく場合にどのような内容があらうかということについて考えてみたい。三番目は、村落の運営の原理と合意形成、土地管理主体としての村落を問題にしながらそこに集団的な土地管理をめぐる合意形成が村落の運営を考える場合に焦点になってきていると思われる。こういう合意形成が、旧來の我々がいわゆる共同体的と称してきた村の運営のあり方とどのように関わるのだろうかということについて問題を出していきたい。

まず第一に農業集落の多様性。戦後の農村社会、村落社会について様々な形で類型化する試みが行なわれてきたが、十分な成果をあげるに至っていないのではないか。戦前の日本の村落については、いくつかの類型が試みられている。そして、それらを通じて個々の村落の位置づけということが可能になつてある例もある現在、そういう類型化的の試みも十分な成果をあげていないということと、個々の個別報告の取り上げる村落の位置づけが明確でないということとが関連があるのではないか。従って村落全体に対しても見通しが、出にくくなつてきている。それは戦後の農地改革以後、いわゆる自作農によって作られる戦後の村がその後の農業生産力の展開なり、商品経済の展開なり、あるいはまた労働市場への組み込まれ方、というような村落の内部的、外部的な諸条件が多様に重なり合って、戦前には見られなかつた現象的な多様性を呈してきている。この多

様性をどのようにして整理し、見通しを立てていくことができるか
ということは、内部意識としてなければならない。

そのための一つの材料として、少し数字をはじいてみた。農業集落の農家率別、総戸数別の農業センサスの統計を少し整理してみた。80年の農業集落で事例的に考えてみたので、内地都府県に限つている。一番田にあるように、都府県の農業集落数が十三万五千二百です。80年センサスをとり上げました解説書の中で例えば現在、日本総世帯の約半数が農業集落の中に入っているというような非常に興味深い指摘がある。農家率、それから総戸数規模で集落を見る農家率70%から90%というものが21%を占めている。90%以上の集落が17%を占めており、これに50%から70%というのをたすと63%となり、かなり多くの集落が80年センサスにおいても農村らしい景観というものをとどめていると見ることもできる。これに対し、農家率10%以下、あるいは10%から30%、というのは非常に都市化している集落を見ていいだろう。けれども、その比率というのは全体からいいますと2割ちょっとぐらいで、やはり現在の農業集落の中では必ずしも多数をしめるものとは限らない。それぞれが一體どれぐらいの全体の中にシェアーを農家数とか、耕地数でしめているんだろうか。農家率50%以上の集落というのは農家数では65%をしめ、それから耕地数でいうと、73%が農家率50%以上の農業集落によってしめられている。それから総耕地規模で見ると、一集落の平均耕地規模は、内地平均で二七ha、それからその集落に含まれている農家の一戸あたりの耕地は〇・八二八haである。たとえばこの総戸数規模、50戸から99戸ところが集落の耕地規模が三四ha、一〇〇戸以上が三九ha、五〇戸以上が三五ha、これはいずれも集落

あたりの耕地規模としては、平均よりは高い。それに対して9戸以下では一集落あたりの耕地規模はわずか五・四haにすぎない。ただ農家あたりの耕地を見ますと総戸数規模の小さい方が一農家あたりの耕地が平均よりも高い。耕地規模が一集落あたり平均である二七haよりも高い数字を示す三〇haの集落で農家数で全体の六八・%をしめている。あるいは耕地数では65%程度しめている。

このように農家率あるいは総戸数規模別に見て、集落は非常に多様に分化している。ここの中でどういうような集落に一体、新しい生産力形成の担い手となりうるよう農民の存在があるのか、あるいは集団的土壤利用といったものの基盤になるような集落として一体どのようなところにポイントをしほることができるのだろうか、実はそんなことを考えて、こういうものを作つてみた。しかし、必ずしもはつきりしていらない。たとえば確か磯辺さんが村研に出した論文の中で、集団的な土地利用というものをうまくおこなっている4つぐらいの集落を事例としてあげているけれども、これも戸数の規模からして、だいたい三〇戸から五〇戸ぐらいの集落である。したがいまして、ここにあるような一集落の平均規模が三〇戸を越すというようなところでは必ずしもない、さりとて一集落の総戸数規模が9戸以下といつた小集落ではたしてそういうことが可能かも気になる。確かにこれを見る限り我々が考えております以上に農村的な景観を保つてあるところの集落の数が、かなり多いということが言えるが、どのあたりに一体焦点をしほれば全体の展望を見い出すことができるような分析を試みることができるだろうか、ということは必ずしもはつきりしない。しかしながらこれを見ながら次の様なことをやはり問題として考えてみることができるだろう。という

のは、現在問題となつております集団的な土地利用を考えます場合に、一体集団的な土地利用がそれなりの生産力的な成果を發揮するためには、ある一定程度の範囲の団地としての耕地規模というものが必要なのではないだろうか。あまりにも、零細なところ、集落全部をあわせてもたとえばここにあります5haといったところでは、この生産力形成を考えるのが困難な場合があるのでないだろうか。こういう議論もあってもいいのではないかろうかと考えてみた。

当然、総耕地規模と同時に、それぞれの集落の中での圃場条件といふのが一体どうなつているのか、なかなかわかりにくいけれども、そういうことも一つ問題になる。

第二点は、これまた集落と関係がありますように集団的な合理的利用を考えます場合に地域的範囲というものが果してこの集落に限られるのだろうかという疑問も当然おこつてくる。この点はかつて農政と村落というものを取り上げて、地域農政を問題にしたときにも論じられていましたことではないかと思います。要するに、この地域農政なり、あるいはまた地域農業の合理的なシステム的な編成を考える場合に、部落が基礎になるのかあるいはまた地区、これは主として明治に作られた行政村で、だいたい戦後の町村合併の中で地区と呼ばれる」となった。明治の時の行政村は、制定当時は徳川時代の藩制村のモザイク的な合成というかたちで、なかなか村人にもなじみの浅いものであった。ムラとソンというものを、村人は区別する。そのソンにあるという形で社会的距離が大きかったといわれているが、私が見聞した若干の事例から申しますと、どうもこの明治のころの行政区は、それなりにある程度、耕地条件とか環境条件からしますと比較的の似たようなあるいは等質的な藩制村を

合わせて一つの行政区にしているというむきが多かったのではないだろうか。従って、戦後町村合併をやりまして、それから何々地区とよばれるようになつた場合、だいたいそれが小学校なり学校施設を持っており、そこで地区の人々が運動会をやるとかというようなかたちで、かつての部落のような社会的統合性を強く持たないとしましても、現在の市町村に比べるとそれなりに社会的な統合性というものを持ちうるようなかたちにその社会的基礎を形成してきていたのではないかだろうか。そしてそれに見合うような環境的条件といふものがあつたのではないか。これは私が毎年見ている茨木県の豊島地区は、利根川と新利根川にはさまれた平坦地という同じような土地条件を備えている部落を合わせて豊島村をつくり、これが戦後豊島地区になつた。そういうことからむしろ地区というものを単位として土地の集団的利用というものが考えられる。これは地域農政が展開する場合、あるいは農家の地域的な合意形成がある場合に必ずしも部落というものの焦点を合わせる必要はないので、地区という形で考える方がより合理的であろうというような議論もいくつかあつたかと思います。それは総戸数規模が非常に小さい部落を考えますと、当然そこが問題になつてくる。こうして農業集落、あるいは部落が集団的利用の基盤となるような単位となるような部落はあるでしようし、一つの部落だけではそういう事はできないと考えられる部落もある。そういう意味でどうも部落といつても、土地利用の主体としては一様ではない。こういうことをもう少しつめて考えてしていく必要がある。

もちろんそれ以外に様々な問題があるが、そういう多様性を追求しながら、それぞれの個別調査村落を位置づけて、類型化の媒介と

し全体的な見通しを立てていくという試みというものが意識的に追求されていく必要がある。

一番目に、集落あるいは村落を基盤として土地の集団的利用を考えみて、そういう基盤にふさわしい集落があるとして、そういう集落を考えてみる場合に、一体その村をどう考えればよいのか、ということがやはり問いかれている。にもかかわらずどうもそれがうまく展開していない。私どもがこの村というものそもそも当初考えますときに、様々な共同体的規制というものが存在していることが非常に強い印象を持ってきた。たとえばここに橋向と花見という部落の事例を紹介したい。それから花見は新潟県の燕市に属する稻作地帯で、橋向も水田単作の部落です。この二つの部落で、それぞれに非常におもしろいエピソードに接することができます。結論から申しますと個別的経営前進というもののへの桎梏として花見の慣習といつのが働いたということです。橋向は、豊島地区に属しまして戦前は湿田、重湿田の地域であり、従って、かなり経営面積を大きくしないと生活を維持することができない。重湿田で5haぐらいの水田を經營している農家が多かった。戦後利根川の土砂でもって湿地を改良して乾田化し、乾田化と同時にだいたい当時は10a～20aを一圃場とする区画整理を行い、かつまた交換分合を行なう比較的団地数の少ない水田で3haぐらいの水田を當むという農家が大量に出現してきた部落です。この橋向部落はいちはやく農林省からトラクター利用の構造改善の指定をうけて、中型トラクターを導入し、実験的な試みを行い、実験農村という名前をつけられた。このトラクターを入れて実験を行なったのはこの橋向の中の5、6軒の農家ですけれども、この農家が集まり、トラクターの貸与をう

け新しい合理的な農業經營の展開を試みた。このあたりは実は早くから鹿島地方から田植え女を雇ってきた。この田植えのための人件費がばかにならないので、田植えの期間をのばしてそのかわりに田植えの雇用労働を排除して、グループの農家の労働力だけで田植えを行なおうという試みをおこなった。当然田植えの時間が長くなる。当時、橋向でそういうグループに加わっていい多数派の農家は依然として鹿島から田植え女を雇い入れ、田植えを短期に終了する。田植えを終わつた古い慣習の農家群がまだ田植えをやつている新しい經營を志向している農家群に、おれたちが手伝つてやろうということをいつて、自家労働だけで田植えをやろうという試みは結局挫折した。なぜその時に伝統的な田植えを行つてきた農家群がおれたちが手伝つてやるというかたちで圧力を加えたのか。当時まだこの橋向部落に神田があり、この神社の田んぼの田植えは村中みんながやるというしきたりになつており、この新しい実験をしている農家群の田植えがすまないと神社の田植えをやることができない。その間、田植えがすんだ農家群は何もやることができないで困る。従つて、共同である神田の田植えを自分たちの田植えが終わつてしまつた直後にできるだけ早くすませてしまつたところから、そうした実験農家群に圧力を加えた。こういう例はやはり村の中において様々な集落的な規制というものが個別的な經營前進にとつては、ある意味では桎梏となるという事例として理解できる面がありはしなかつただろうか。

花見の事例というのはこれまで水田単作の部落で、昔から様々な伝統的な慣習が村人をコントロールしてきた。部落の中に不幸があると、無情休みという休日をつくる習慣があった。この無情休みと

いう習慣を破つても、制裁は非常に形式的には軽く、村寄会に酒を

2本ぐらい持つていいとどうもあのときはすまなかつたと言えども、むけれども、こうした村の慣行に対する違反というのは一代限りで終わらず、世代的に永続させていく。花見部落の議事録を見ておりましたら、ある時に部落で稻架にかけていた稻が盗まれた。周囲の状況からしてどうしても部落の中の人間であるうと。しかしどの農家が犯人であるかは証拠は全くない。そこでこの村の公民館で投票箱を設けて、犯人とおぼしき家を村の世帯主が集つて入れ札をして、そして、農家の中から特定農家を票で追求し、これが犯人とされた。そして一年間村役場と部落間を書類を運んだり、配つたりする小使い役を無償でやるという制裁を受けた、というケースがある。村人から聞いたりすると、その先々代のじいさんが無情休みのしきたりを破つたことがある。そういう農家ならば稻を盗むことがあつたっておかしくないんだと言つてはいる。従つて、一つの慣行が世代を越えて永続されるし、慣行への違反の責任は個人に、あるいは当代で終わらず、家族全体に、あるいは世代を通じて継続されるという特質をもつてゐるところがある。花見部落に昭和30年代に新しい経営を志向する農家があらわれてくる。それは水田プラス酪農という經營展開を試みる。水田の場合には、この無情休みという葬式の時の休みは、だいたい農作業の暇な時に設定されるから、稻作について休んでもしようがないけれども、酪農になるとそういうわけにはいかない。酪農農家の場合に、その家畜に餌をやるとかあるいは乳をしぼつていてるときに無情休みとなつても、搾乳作業を中止するわけにはいかない。従つて、酪農家は、こうした従来の慣行をやぶらなければならぬ。そうした無情休みについては大目に見てもらつ

ていると言つてはいた。

事例が示すように、村の様々な規制は個別的な経営前進に対し、むしろこれをチェックする要因として機能していたと理解すべきではないだろうか。従つてこうした規制というものがどのように崩れしていくのかということが、私達にとっては一つの検討課題であった。さらに規制の一つとして、農地管理、土地管理がとりあげられる。

集落内の農家が集落内の土地について先買権を持つ。この土地先買権を調査をしたときにはいろいろなかたちで見ることができた。それは個別的な完全な処分権に対するムラの制限である。それはまた管轄といわれることがある。たしかに出人作について、当時の村が非常に神経質であったことはいうまでもありません。入作者からも部落費をとるということは部落において一般的に見られることであった。

こうした集落内同族による、あるいは集落内農家による土地先買権というのは一体いかなる根柢から生じてきたのだろうか? ということは必ずしも理論的に明確にされてこなかった。私自身はどうも反省してみますとはつきりしてはいなかつたのではないだろうか。もちろん、入会の山、水については共同体的な共有という観点でこれを利用することはありましたけれども、個別の農家が占有しております土地について、ムラ的な制限があることの論理的な意味は、必ずしも明確ではなかつた。明確でないままに今日そのあたりがクローズアップされてくるということがありはしないだろうか。集落の持つ土地管理機能をアブリオリに前提されとはいひだらうか。また、イエ連合、例えば、同族團の形成のプロセスにおいては、土地保有が極めて重要な意味をもつ。これはある意味では自明の、

あるいは我々の学問的常識となつてゐると言えるかも知れないが、同族団を考える場合には、本家から分家への土地分与が行なわれる。この場合の相続をどう考えればいいのかについては、近年また有賀さんの理論の再検討が試みられております。このあたり大変明確なかたちで説明しているのが例えば竹内さんの最近の本にも載せられておりました。分家が分与された土地は、その本家の世代的な労働が蓄積された、かつた対象化されたものである。従つて、分家が土地を与えられても、その分家の自己労働によって形成された土地ではないことがある。そういうことが、同族団のグループにおいて、本家の分家に対する統制がその土地についても一定程度およぶ一つの根拠になっているのではないだろうかと考えられる。では、同族団ではない場合には、どうなんだろうか。これは例えば、農村社会学では、あまり取り上げられていないが、村の形成をめぐる興味ある議論を宮本常一さんがやっている。「村の形成」で、宮本さんは、同族団を重視することに大変警戒的、あるいは批判的なある。宮本さんによると、そもそも日本の村の形成というのは、労働集団、協業集団として村が形成されたのである。従つて、労働の確保とその再生産が極めて重要な村の機能の一つであり、基本的な機能だ。労働力を確保し、またかつ再生産するためには、異った血縁グループが村の中にはどうしても必要である。日本の村の本来の形成のあり方は、異姓集団による村形成であると宮本さんがいつておられる。仮にこういう考え方を採用すると、村そのものは、異姓集団による協業集団労働により、自己の耕地を形成してきたと考へてみるとことができる。そして、そういう土地の一部が、したいに個別的に占有されていくことになっていく。ということを考えてみ

ると、近年、村研でもしばしば問題にされております、「本源的労働」について、村の形成と関連ながら二つの形態、側面というものがいったのではないだろうか。つまり、日本においては、個別の労働が土地に対象化され、その占有の対象となっていく側面があると同時に一面においては、集団的な共同労働で形成される側面がある。個人で所有されている土地についても、共同労働、あるいは、村の世代的に蓄積された集団労働の対象化された側面がありはしないだろうか。村人が持つております、個別に占有し、利用している土地についても実はムラ的な、集団的な、本源的労働の対象化された側面が入り込んでいるということがありはしないだろうか。こういうことが、この個別農家の土地売買について、集落成員が先買権を持つという観念を歴史的に形成してきた一つの根拠になつてゐるのではないか。そうした村の形成のあり方、展開の仕方、あるいは耕地形成などを考えてこないと、集団性が村の土地の全体の再生産の基盤として、補充的なあるいは補完的なものとして存在しているのではないか。しかしながら、それらことは事実だらうということはでこない。しかしながら、それは、極めて閉鎖性の強いものである。この閉鎖性といふものと、それから新しい合理的集団的土地利用の場合にその集落が一つの凝集化させる作用を果す場合の凝集性とを同一視することができるだろうか。むしろそこにはある種の仕組みの組み換えが存在しなければならない。つまり私のこういう仮説で考えると、こうしてかたちでの集団的管理の持つ歴史性が、次第に退化する。そういう機能が現在でもそのまま引きつがれているとは考へられないのではないだろうか。形の上では同じように引きつがれても、内実的には組みかれているということにならないと、開かれた集団的土地利用になつ

ていかないのではないだろうか。しかしながら、こうした問題について、私達が、十分な論理化に至ることができなかつた。というところから、様々な村落見直し論が出てきた場合に、十分な批判をすることができにくい面がでてきてる。

この村落見直しと共同体の関連について、私自身は、例えばこの渡辺兵力氏の新しい、組み換えられた集落論であるとか、あるいはまた磯辺さんの従来の共同体論に対する批判、これもしかし、小農に対する必然的な補完物として共同体を考えるという議論、この議論そのものに私は必ずしも納得はするものではありませんけれども、しかしそれは一つの考える契機といったものを私に提供してくれるということは事実です。また、村研で川口さんなどが、ザスリッヂなんかを取り上げて問題にしながら、かなり磯辺さんと似たような議論を開展しておられる。こういう議論は一体どういうことと関連しているのだろうか。村における共同体性と共同社会性といふことと関係があるという感じを最近持つてゐる。我々が村、部落というふうによんでる、その内実は、その中に先ほどふれましたような、共同体的規制を含んでるということは明らかかなよう思われる。それが様々な地域的な狭隘性であるとか、あるいは技術への抑圧であるとか、こうした機能をいとなむ側面といふものを持つていた。にもかかわらず、しかし、ではそうした共同体的諸関係によって完全におおわれてしまつてゐるのかと言うと、必ずしもそうだと言えない側面があつただろう。それは共同社会性である。これが地縁的な、近隣的な共同社会性、そういうものの重層というように理解してもよいと思う。あるいは、又、鈴木栄太郎が社会地区といふようななかたちでの議論で取り上げてゐる社会環境への内実とい

うものとやや形態的には似てゐるところがあると思う。実は、ぶり返つて、日本の村を考える場合には、そこにいわゆるゲマインデ的な性格とゲマインシャフト的性格というものを区別し、また相互を連関させて理解するという、必要があるだろう。そういう議論は農村社会学の中で前からもあつた。山口大学の木下さんなども、そういう論文をお書きになつてゐるが、ゲマインデ性とゲマインシャフト性というものの相互の連関が必ずしも十分につめられてゐたとは限らない。

現在行なわれてゐる新しい、村の見直し論は、この共同体性を一應捨象しまして、共同社会性に注目し、そこに焦点をあてるにによって、村への新しい注目を求めていくものである。しかしながら、この両者は密接に結びついていて、片方だけを機械的に分離させるということは事実上は困難な側面を持つてゐる。従つてこの共同体性を捨象して、共同社会性のみに注目するのは、村理解としては、一面性を強調することになる。それは、当然、村社会を構成していいる基礎的単位である、イエの理解にも関わつてくる。イエの持つ再生産の基礎としての土地、家産が一体、現在ではどのように考へられているんだろうか。土地意識に対する調査を行いまして、土地意識としては、家産的な土地意識、生産手段的な土地意識、資産的な土地意識を農民意識の中にさぐろうとしたことがある。実際にそういう意識の面で言つなら、土地利用という点が世代交替において、どのように取り扱われていたんだろうか。相続ということだけでなく、世代交替を通じながら、土地利用はどのようになつてゐるんだろうか。これが戦前のイエ的な土地利用とは、かなり異つてゐるのではないかろうか。昭和40年代に、山形県、佐賀県の家族生活の調査

をしたことがある。そこでは、従来の家父長的な直系家族で理解できることかどうかは、はなはだ疑問であるという現象に直面することが多かった。それでは、二世代夫婦家族がふさわしいのではなかろうか。二世代夫婦が一定耕地を経営する場合には、農業労働に従事しないことはならない。4人であるとは限りません。3人である場合がありますけれども、いずれにしても、一世代の労働だけでは完結できない。二世代の夫婦が農業労働にコミットしている農家を見ていると、その中で世代ごとに労働の分業が行なわれている。例えば、年長世代が稲作の責任者である場合に、年少世代の夫婦は、プラスアルファー作物の責任者になる。そして年少世代が例えば畜産であるとか、果樹であるとか、プラスアルファー部分での労働による収入は、年少世代に自由にその処分が委ねられる。世代的な労働分業が佐質においても、山形にしても、一応見られる。こういうのは従来の家父長的協業とはかなり異つてゐるのではないか。こういう場合、そういう農家において世代交替が行なわれるとき、土地利用のあり方にも、従来のイエ的な土地利用とは異った様相というもののが生じてくる。現在集落的な規模で協定を結ぶ場合には、その協定が世代交替においても、包摂されるという場合もあるといふ。いうような村がある。そうした世代交替まで拘束しうるものがある。たして、現実的合理性を持ちうるのだろうか。現在の村を構成しているイエが、伝統的な土地利用と同じ形態を世代交替をしながらも維持していくと考えられるのだろうか。そういう意味で、イエそのものの変質があるならば、当然そうしたイエを単位として構成されているムラの集団的な土地管理のあり方にも一定の変化を促すことになる。その中で、集団的な土地管理が行なわれなければならない

とするならば、それは、新しい組み換えが必要とされるのではないだろうか。

同じようなことが、第三番目の問題と関連する。こうした集団的土地利用には村落レベルの合意形成が必要である。従つて合意形成がいかに行なわれるかは、村落社会研究においても、近年、しばしば取り上げられてきた問題である。ところで、この村の合意形成なり村の運営のあり方よりも、我々古い村を見ていると、そこには、伝統的な合意形成のメカニズムというものがある。これらは、全員一致主義である。村の平和を尊重する。村を尊重する全員一致などシゴリが残る等々ということがいわれて、村の運営においては、全員一致主義といったものがとられる。これが村の伝統として多くの場合存在してきた。この全員一致が困難で、場合によつては村の分裂といった事態が起こつてくることがあり、少数派が意見をそのまま堅持しながら多数決によって物事が決まるということが従来の村落運営においては、だいたい存在していなかつたと見てよからう。しかしながら、この全員一致主義的な村の運営については、それがやはり、支配としての機能を演ずるのではないかだろうか。ここに支配としての異端排除である。地主制下では、地主支配の機能というものを、全員一致主義は當んでいたのではないか。そして、そうした地主支配に抵抗するようなマイノリティというものは、異端として排除する。異端として排除されるのを恐れるが故に、この全員一致主義に包摂されるというかたちが行なわれてきたのではないか。従つて、この全員一致主義は決して、好ましい意味での全員一致主義ではないという合意が比較的研究者の間にも多かつたのではないかと思われる。しかしながら、これもそうしたネガティブな面だ

けで評価していいんだろうかというようなケースも、確かに見られる。茨城県東村の部落は徹底的な土地改良と同時に交換分合をやったことで知られており、要するに換地について完全な同意をうたったために徹底的に討論と集会を重ねていった。そして完全な同意というものが得られて換地が行なわれた。百日間もかけて全員一致を追求するというのは、極めて重要な部落運営の民主的なやり方であるといふ側面をもっている。もちろん、この場合には事業そのもののが全員一致にならざるをえないような要素というものがあるということは否定できない。しかしながら非常にねばり強くそういうことをやる、そういうところを見ますと、ある意味では、ゲマインシャフト的な側面というものを意義あるとしていいのかもしれない。しかしながら伝統的な部落における全員一致は共同体的な性格を持つ。むしろ或る意味では強制として実現する。自発的な合意によって形成されるのではない。こうしたものは当然、様々なかたちで解体していくかざるをえない。又、内面的な支持をえがたくなっていくことは、当然だろう。そういうところから全員一致的な合意形成が、新らに試みられるとするならば、それは仕組みの組み換えなり、意識の変化なりといったものを媒介しなければならない。近年、言われております様々な合意形成というのは、そういう意味では、伝統的な村運営の合意形成とはやや異なる新形成、合意の新形成ではないだろうか。共同体的な悲惨や怨念を残さないような新しい仕組みが、そこに求められている。当然そうなりますと、合意形成を媒介するところのリーダーが、戦前に見られない重要性を持つ位置、機能を与えてくる。

では一体、そうした新しく合意の新形成の要になるようなリーダー

といふものは、どういったタイプのものとして現在登場してきており、何らかの類型化が可能なんだろうか。キャリアーであるとか、あるいはまた村人からの評価であるとか、そういうことについて、従来の家格と全く異なるところの、何らかの新たなりーダーのタイプというものが社会的に形成されてきているのか、いないのか、ということも問わなければならない問題になってきている。土地管理主体としての村落を考えるにしても、集団的な土地運営のために、村落の合意形成を求めるにしても、それらが従来の伝統的な原理の延長の上に生じてきているのでは必ずしもないのではないだろうか。そこには何らかの新しい組み換えというものが、村落の基盤からも要求されているのではないだろうか。このあたりは、つめていく必要がありはしないだろうかというような気が特に最近する。

村というものを、もう一度、理論的に組み換えといってみると、私は私も昔、村研にきましたときに、小池先生から一体、社会学者というものは、土地所有というのをどのような概念で把握しようとしているの、ということを聞かれて、大変困りました。確かに経済学では地代範疇でとらえる。法学では所有権でこれをとらえる。では社会学ではこれをどう把えるか。近年村研で社会学の話を聞こうとしても、社会学者が経済学のことしか言わないのは、おかしいのではないか。社会学者の固有のメリットは、何であるのかを考えてみていく必要がありはしないだろうか。そういう目で見ると、川島武宜氏が所有を社会学的な範疇として考えようとする、M・ウェーバーのいっているアプローリアチイオンという概念が一番適切ではないだろうか。といっておられる。しかし、これも論理的な展開と

しては、しりつぼみになつてゐる。しかしそういう試みも一つ行なわれていてもよいのではないだらうか。アプロブリエーションという考え方、ウェーバーによりますと、これは閉鎖性という属性をもつてゐる。閉鎖性というかたちで所有の社会学的理解をしていく

うというのが、川島さんの考え方だが、そういう閉鎖性ということだけ理解していいのかどうかは、問題があつた。実は村を考える場合でもムラはそのまとまりを強くするのは、外圧に対する自衛的な活動を持つときではなかつたんだろうか。従つて、閉鎖的な性格を持たざるをえないような側面を持つてゐるのではないかだらうか。もう少し、開かれたかたちで新しい共同社会性を形成していくと、その場合の所有はアプロブリエーションで解けるのか。どうもそうではないというような感じがする。もっと広く見ていくと、土地所有、零細な私的土地位から見れば、もはや、限界に直面している。こういうことは、土地の社会的所有の内面的な形成が問われていくのはなかろうかと思う。しかし中国も、今の情勢を見ると、社会的な集団的な土地位といふ基本的枠組みは、現在でもはづされていなが、その利用については非常に個別経営的利用が行なわれるようになつてゐる。世界的に見ても、新しい局面が現われてきている。そういう中で現在の自作農的な土地位への展望も問われている。こういうものを、社会学的にどう理解していくのか。やはりこのあたりを少し考えないと、新しい見通しは出来にくいのかなど、私なりに思つてゐる。

(文責事務局)

討論

工藤 いくつか新しい問題提起があつた。土地管理主体としての村落では、今までの共同体的規制が共同性からきていたのではないのか? もうひとつ別な共同社会性からの集団的土地位を可能にする側面があるのではないかという考え方方が提示された。同じように合意形成についても新しい、全会一致と違う新しい組み換えの必要性をいわれた。

安原 工藤さんが経験された合意形成の仕組みが伝統的なものとどういうような結びつきなり切斷なりがあるのか。

工藤 合意形成に関する全会一致から合意形成へということは私なりには、かつての集団栽培とか、今では転作もそうなのですが、三方一両得か三方一両損のときに成立していたと思う。集団栽培ならば単収増という効果をみんなで分けあたえる、転作ならばみんなで損しようという形で、曲りなりにも一致をとつていた。しかし、集団的土地位によって、端的にいって、土地位を出す側と使う側となるとお互いの利害が違つ。一方は労働報酬でもらう。もう一方は、いわば地代報酬をもらう、となると、そういう異った利益に関する仕組みというものは村のなかには歴史的になかつたと思う。そういう意味で新しい組み換えが必要であろう。そのへんの手がかりについては、私もわかりませんけれど、むしろ、今、先生がおっしゃられた共同社会性をどうとらえるか、ということに係わつてくるのかなという気がしてゐます。もう一つ土地位の特

質に関して、閉鎖性という、何故、ムラが係りえたのかということについて、世代を越えた共同労働が、しかも蓄積されているからという一つの見方が示されたけれども、もう一つ何というか、土地の固定性、そこから動かないという性格をどう考えるのか。水問題を考えても、動かないということからいやおつなしに共同労働が働くという意味では、公共財的な性格を一つもっているだろう。もう一つは、動かないことから、たとえどんな小さな地片であっても土地が寡占状態にあると思う。そのことの意味をどうとらえるのかということが一つあるのではないかという気がしている。多少経済学的な視点になるのかも知れないが、その結果として、共同体的規制、あるいは集団的利用をうみ出す内因をなしているのではないか。これも論理化されているわけではないがそんな気がしている。最近、我々の会合で良く出る意見で、水田の畠地利用、田畠輪換の問題が一つある。例えば千葉県の例で、全く、灌排水が土の中に埋まつた。その地域で地主組合を作つて、作ってくれる人を岩手かどこかから引つぱつてくるという新しい動きだ。土地の形態とそのような地主組合をどう考えるべきかという話が出ている。

高橋 先買権ですけれども、先利用権というのは、戦前、結構あると思うのですが、土地は、寄生地主がどんどん買つていく。全部、部落住民が小作になつたりすることはたくさんあります。だから先買権というのは、聞く場合もあるけれども、別に、先買権を主張することはないですね。ふところ事情が部落の人にはわかっていないから、隠したい。むしろ外に持っていくという、話を聞くことが多い。本家とか分家とは別です。

質に関して、閉鎖性という、何故、ムラが係りえたのかということについて、世代を越えた共同労働が、しかも蓄積されているからという一つの見方が示されたけれども、もう一つ何というか、土地の固定性、そこから動かないという性格をどう考えるのか。水問題を考えても、動かないということからいやおつなしに共同労働が働くという意味では、公共財的な性格を一つもっているだろう。もう一つは、動かないことから、たとえどんな小さな地片であっても土地が寡占状態にあると思う。そのことの意味をどうとらえるのかということが一つあるのではないかという気がしている。多少経済学的な視点になるのかも知れないが、その結果として、共同体的規制、あるいは集団的利用をうみ出す内因をなしているのではないか。これも論理化されているわけではないがそんな気がしている。最近、我々の会合で良く出る意見で、水田の畠地利用、田畠輪換の問題が一つある。例えば千葉県の例で、全く、灌排水が土の中に埋まつた。その地域で地主組合を作つて、作ってくれる人を岩手かどこかから引つぱつてくるという新しい動きだ。土地の形態とそのような地主組合をどう考えるべきかという話が出ている。

安原 話として、買えなければしようと。しかし、話をするのはスジだという考え方はある。もう一つは、ムラの中で話をすると安い、高くふっかけられない。外は高く売れる。群馬県の山村では、売るときには、先ず、親戚、村うち、という順番だといつていきました。ただ事実がそのように行なわれているかは別です。意識としてはそうだ。

高橋 むしろ、ぼくは、先買権が確実にあるとは信じられない。部落の中に利用権みたいなものは、比較的ある気がする。先買権をどの程度強調したらいいかということですね。

高山 今、組み換えの問題を取り上げたが、**工藤さん**、地代、労賃で割り切つたらいけないですか。そのとき問題は出でますか。**工藤** 一つは、生産力の水準が両方を満たすような所まで高まっていけるのかという問題があります。生産費調査で階層差をとって可能なのだという議論もありますけれど、その場合それで十分に土地が集まるのかという問題です。土地に対する意識も含めてです。何かもう一つ他の要素が加わつてくるのではないだろうか。例えば、近頃は薄れたと思いますが、土地を貸すことはイエの格が下がるみたいな受けとめたがあるときに、あるいはそういう受けとめかたが集落の中で生きているときに、個人が単に経済的な取り引きとして貸す、借りるということにはなかなかいかない。集団的にそれをやって、それが家の格を下げることじゃない保証をどこかでないと、なかなかいかない。

高橋 今の高山さんの問題は、例えば、梶井功さんの小企業農、伊藤さんの新しい上層農と同じですよね。そういうように割り切れど、このごろあんまりいわれなくなつた。ということにも関係し

ている。梶井氏の課題も方向転換ですからね。

高山 社会的なものだけかということです。経済学、経済的カテゴリーですべて理解出来ないところがあるとしても、それをどのよう位置づけるかではないか？

高橋 それはこういうことなんです。今、家族の問題が出ましたが、農業所得の比率は、だいたい二〇%ですよ。梶井氏のいうことの逆をぼくは行くわけなんです。彼は、長男でさえ、三〇%ぐらいは自宅に金を払つてない。だから家族は分解してしまったといいます。だからもう個人の論理で土地は自由に貸し借りができるという議論を持つてくる。長男で二〇%は入れてないというのは、これは結婚していないんですかね。そうなりますとその農業所得の二〇%が重要になってくる。今四世代家族がふえてる。長生きしますから、年寄りは自立しなくてはならない。息子の世話にならんと。そうすると大家族の全体の所得の中の一〇%というのは割と小さい、家計は分かれているでしょう。そうするとその二〇%の意味は、もう少し現在の家族が分解している過程の中では考えてみなくてはいけない。二〇%に相当するものを地代としてくれば離れるかという問題になつてくるわけです。ぼくは梶井さんのように家族が分解したから土地は手離していくんだというところにはならない。逆の論理からいいますと、年寄りには、増え必要になつてくる。これにしがみついていないと子供に頭を下げて金をくれといわれなくちゃならない。その危険性をいつでも将来に対して担保しなければならない。

安原 出す方の論理の究明でしょう。

高橋 そうです。そう簡単には、よっぽど高い地代なら別ですが。

安原 土地を貸すと家格が下がるということは工藤さんありますか？

工藤 結構ありますよ。もっと端的にいえばあそこの家は、嫁に出すとか、村の中で認められる理由は今でもあるのではないかという話になります。何か困つて土地を売るとかいうことは問題ない話になります。たとえば歳をとって作れなくなつたら貸すということは、それほど抵抗ないかも知れないが、その場合には、逆に普通相場が二倍だったのが二・五倍出して上げなければいけないという部分が働いていることがあります。

高橋 国勢調査が把握している農家は三五〇万戸ですけれど、これ一集落あたり二八戸、販売額のある農家ですけれど、このうちで六五才以上で親族と暮らしていないのは〇・六戸ぐらいしかない。ほとんどの集落は子供と暮らしている。そういう状況があります。周辺の兼業農家、ほんとの零細農家、農産物の販売収入はない農家を見なくてはいけないのでしようけれども、全国平均で〇・六戸です。一部落一戸あつたって昔から普通ですから、その意味では同居形態が一般的で、そう簡単にくずれる見通しはない。五六年から三〇歳代も流入超過です。なりふりかまわず土地を流動化させていくような状況でない。そういう状況に去年の暮、農政審の答申ができる、そういうところで両方がぶつかると、現実と政策が、自作農はどういうふうに動いていくのか、安原さんの話を聞いたけれども自作農の性格がどうかわっていくのか、をもう少しそこから「ムラ」の議論を展開するのが本当じゃないか？ムラ論から出発するのじゃなくて、自作農が戦後社会においてどうかわってきたかということから「ムラ」論を展開するのが筋道じゃないかという感じで聞いていたのです。

安原 おっしゃることはそうでしょう。ぼくがここでイエの問題を

出しているのは、一応それと関連させるねらいがあるのです。

工藤氏 もおっしゃってたんだが、土地はイエの格をムラの中で示していたということはあると思うんです。必ずしも経済的な合理性だけで理解できない性格が完全に払拭されていない。

工藤 ぼくがいいたいのは、家格というとおおげさになるが、もつと世間体を気にする面がある。土地を今年、宅地として売ったとして、又、土地を引きつづき売るけれども、そこは一年間家を建てないでくれという話がある。次々と切り売りしていくは世間体が悪いという。

高橋 農地法も留保をつけているでしょう。耕作せずに二代しか持てないという。そういう規制をとつてますよね。耕作せずに二代、ほつといたらどうなるのですか、農地法は二代まではもてる——次の年はどうなるのですか。——とり上げないでしよう。農水省はどういう考え方ですか。

工藤 適用できないのではないですか。たぶん憲法問題になるんじゃないですか。

高橋 農民はふるえ上つちゃうわけですよ。又、農地改革みたいにやられるんじゃないとか。

高山 安原さんの今日の報告であった共同体性と共同社会性というもの、それと土地管理との関わりあいから、あるいはイエの問題を前提にして、先ほど私は経済合理性はどう位置づけたらいいのだろうか。それも現代の自農農のもとで、という問題意識を持っているわけです。というのは、ゲルマン共同体の解体の中で私の知る限りでの現在の西ドイツなどでも、経済合理性的な論理が土

地に関しても貫ぬかれていく。ところが一面では商品経済が非常に浸透しているが、日本の場合には、土地の流動化が進まないとか、諸々の観念がそこにまといついてしまっている。そういうたときの、結局は問題にするべきは、日本の村落共同体とは何だったのだろう、どういう性格だったんだろうかと、そういうなかでの共同体性と共同社会性をどう考えるのか、即ち、共同体性という形で共同体的規制のことを一つ出しましても、ゲルマン共同体における共同体規制、耕地耕作強制と日本の共同体における耕地耕作強制、あるいはゲルマン共同体における物的な基礎としての森林、放牧地という物的な基礎と日本の場合の共同体的規制のありかたというものは根本的に違つと思ひます。いわゆる三圃制的な形での耕作強制はなかったわけですから、日本における耕地耕作強制をどのようにとらえるかの問題がある。そしてそういう共同体的規制のあり方の問題と共同社会性の問題、それと土地利用、土地管理ですが、この三つを日本とあるいはゲルマンであるかヨーロッパのかも知れないが、このへんを日本の特性という形で少し整理してみる必要がある。要するに、経済合理性で割り切れないのは何故かというそこなんです。端的にいって、それが村落の問題であるとしたときに村落をめぐる土地の問題であるのか。あるいは土地所有という概念を一つ入れてみても、その土地所有の概念自体がヨーロッパ的な意味での土地所有と、所有自体の性格がちがうのではないかだろうか? 安原さんの今日の報告ではなかつたけれど、拡大的な「公」の形成、この問題です。即ち、私的な所有権なり、私的ということに対する公のあり方です。私的なものが拡大的に「公」になつてしまつ。つまり、私と

公の対立関係が拡大的に私が公になり又私になっていくという同心円的な拡大の形をとるという問題だらうと思います。

安原 そういう問題です。ムラの中で新しい共同性なり、公共性にしても問題はたしかにある。まだやっぱり抽象論をまねがれない。

で、おっしゃったように、日本では、公私の問題などは同心円の拡大であつたり、公がある意味では私になり、私が公になる。その場合、新しい公の形成というのは一つの組み換えだらうと思われます。当然それに見合う主体の性格の問題です。自作農の性格が一体どういうものなのか、自作農における公的なものの形成なり認知なりが、どういうものなのか? そういうものをとらえないと解けていかないだろう。こういうところまでは言えるんです。その先があいまいなんです。

高山 (4)のところで所有の社会学の理論といったときに、川島さんを持つてきているわけですけれども、そういう法社会学的な意味での所有の理論という、今まで川島さんがウェーバーを持ってきながらやっているわけですが、結局それを社会学としてどうするかというのが今日の問題提起であった。そのとき、結局所有権の内容、所有という社会現象における公私的问题という形でアプローチはできないのかということなんです。

高橋 ぼくは昔からなんですかけれどもね、公と私と私は三段階に分けないと、公というのは、今やっている農政審の答申のように、やみくもにやっていくのも公ですからね、つまり公が共といつしよにならない。しかも公が私を吸い込んでやつてね、私の形をとるし、混交しているわけです。それをやっぱり、ぼくはジャワを見てアジアだと思いましたよね。かつての日本と同じように、道路

を拡張するでしょう。全然代金を支払わないで、それで彼ら税金が安くなるから結構だという、払う必要ない。かつての日本の部落みたいなものですね。そういう私の弱さ、おそらく所有権の弱さだと思いますね。

高山 先ほどの高橋さんのおっしゃったような、自作農の性格をどうつかましていくのか、その中において、共はどうなるのかといふことがやはり問われるわけです。今の自作農における共の観念というものが、自作農的所有というもとで、どのようにあるのか? 確かにそこに家族的な、イエ的な粉飾がないとはいえないにしても、その中で共というもののあり方についてどう考えればいいのか。即ち、共ということが先ほど工藤さんがおっしゃった、土地自身の公共財的な性格、あるいは、寡占状況とかいうようなものから、それがいっきょに公ではなくてですね、そういう地域という共というかたちで考えざるを得ないと——それが経済学的には考えられるわけです。だけど自作農的な所有において昔からいわれた公共私という、共とは一体何だらうか。

高橋 そのへんが一番問題なんですかとも、安原さん、共同体の桎梏みたいな規制の側面ばかり見たんですねけれども、ぼくは、地主的土地位所有が否定されて、農地改革でね、でき上がった村落は自作農の生産力をささえるのに、適合的な形態であったと思いますよ。それが今ではそうならなくなってきたという変化はあります。だから自作農の原形みたいなもの——そこでの共とは何だったのかを。考えてみる必要があるよう思います。

工藤 ある山村に行つたときに——山で、集落でテレビの共同アンテナを建てようということになつたんです。一軒一軒たても

写りが良くないということで何百メートーかの山の上に大きな

をたててそこから線を引つぱつてきて、これ結局N.H.K.すけど、要するに個人負担を労賃で相殺したんです。ところが林道を作るときの地元負担分というのがあります。普通、受益者負担分ですが、たまたま同じ町まで続く林道で、自分の集落の中では一人しか関係しないんです。ところが、集落の基金からその負担分を全部出しているんです。過去にそういう前例があるって、そうしているなら別ですが。集落の人聞いたら、TVは私だというのです。道は、公だ…。この場合は、集落は共に相当する性格じゃないか、と思った。畜産公害の問題が同じ集落にあるんですが、苦情が来て、これは集落としてとりあげないと言うんです。それでまわりから苦情が役場にいる。だけれども、集落の区長としては、その問題をとりあげられないと言ふんです。それは一家の経済にかかる事だから、取り上げられないというんです。ただし、畜産組合としては、考えざるえないだろうという一区長として聞れるのは、両者の話し合いの立会人になる事しかできませんと言ふんです。意外と村人にとって私と共に区別しているのではないかという感じを受けたんですが…。

高山 ぼくが、わからないのは、私と共に言った場合の、今問題にしているのは、土地に関しての私と共に観念ですが、何か他の共同性というのはいろいろあると思うのですが。ここで、問題にしたいのは、土地をめぐっての少なくとも村落の中での共の問題だった訳です。そして、自作農的の土地所有が、支配的になつた時に、その共と言わせるような土地と村落との関係は、一体どうなるのか、さらにどうなっていくのだろうか。ということだろうと思ひ

ます。

高橋 ジャワでは、分割相續でしょう。子供に全く分割相続しますよね。そうすると次の耕作関係は、全く個人で作つていかなくてはなりません。一世代目は、全く新しい相互関係を作つていかなけど、無いらしい。日本の場合は、伝統的なイエの制度構造で持続していくきます。そのイエにくついた物として土地がある、という問題が日本的特点としてあるんじやないかと思います。本当は、その都度その都度の関係なんですがね、大きな村があつて、その中でがつちりとイエという制度関係でできあがつて、そこは違うと思う。ジャワの場合、村は見えにくい。従来の研究を見ても、全然自然村なんて無いという人が多い、僕らが見るととんでもない、日本の農村よりいっぱいある。日本の農村のようなものが全然無い。それで無いとなつてしまふ。日本の場合はつかみやすい。固定したイエがあるから断層もつかみやすい。所有が一定している。ジャワのように絶えず分割されるところだと、全然イエの系譜がない、名字もない。系譜意識が全くないところでは、所有の意味は、違うと思います。

高山 安原さんが共同体性と共同社会性ということを考える場合、家産的所有と対比して、村落的な土地利用という、家産的な所有のもとにおける村落的な土地利用、及び土地管理、それからもう一方におけるイエとイエ連合、ムラという組織、そういう事を考えていらっしゃるのか、その対応関係での家連合的な組織と家産的な土地の村による管理という図式ですか。

安原 タテヨコですか。

高山 タテヨコと言つのか。ひとつは家産的な所有なり占有です。その主体はイエです。そうするとイエ連合という形で村落を考える、そして家産的所有の地域的拡張としてのムラの領域をイエ連合の組織であるムラが管理するそういう図式ですか。

安原 そうですね、モデルとして考えられる。

高橋 そのモデルで考えるのは非常に弱かったと思う。センサスでもイエ連合の複合という形では村落を定義しないでしよう。前、僕も報告した事があるけど、その面からつまり有賀理説は、スポーツと抜け落ちちゃう、鈴木さんと共同体論は、入って来ても、だから、そこからせめてみるのもひとつ的方法だろう。有賀さんの理論をもう少しつめてみると、有賀さんの場合には、家産的総有みたいな観念はあまりない？それを、組み入れると、ひとつのモルが出てくるかもしれない。

高山 その場合の同族団の問題ではなくてイエ連合という中に高橋さんが言つた共の問題が引き出されるのですか？

安原 そこは問題なんですよ、今、タテヨコと言つたのは、同族ではタテはわかるんです。その連合は、ヨコの連合の論理というのが、どこから来るのかそれは一番始め、総体としてそういうのを設定すれば、族産、部落産というものは、族産的な物と関連しているところがある、その場合には、タテがヨコに広がっているわけです。

高橋 族産という言葉を使えばね、要するにイエ連合はシステム化している訳でしょう。イエ連合が、がつちりしている時は、その複合としてのムラが、イエ連合に乗つかつてやつていた。

安原 そういうように、理解しても、自作農的な戦後のムラ、その

場合の共を形成する基礎的な契機とは、一体何だろうか、これは、その論から離れて出てこないですよ、族産的な物から出てこない。高山 自作農的なムラに共を考えなければならないのか。さらに言えば、共を入れてくるという形をとることによって、かえって論理は混乱しないのか私と公、という形で明確化されていく方向性の中で考える事はできないのか。

工藤 僕には、むしろ自作農体制の共を共同体として拡大評価していだんではないかという見方がある、共がゆるくて、弱くて、ケーブライケースで出てくるという性格のものではないか。自作農体制としてはつきりさせた時には、水管理、道普請のような形で、実は共があった、それは弱くて、道普請だって舗装されればなくなる、水管理だって同じ様な事がありますよね。何らかの形で、土手の草を焼くとかして残つていても、共がゆるい。自作農体制の共はあつたと思います。今、行政の代替、投資によつて必要性がうすまつたから、共が見失われて來ているということじゃないか。それはむしろその時の生産力水準などによつて違うと思う。たとえば、集団栽培の場合には、非常に集落ぐるみという性格が強かつたと思います、集落の一部分ではなく。ということは、共がある意味では作り上げたと思う。

高山 ある生産力水準の中で、例えば集団栽培、機械の共同利用のそういう意味での集落の共と家産制にもとづくイエ連合なりでの社会的な意味での共が同じなんですか、生産力的な事はわかる、その限りでの共を言うのは。社会学ではどうなんですか。

高橋 ぼくは、戦前とは違つた意味で、自作農制ができる、イエは強化されたと思います。地主制の下でも耕作者集団としての共同

性はあったと思います。しかし地主制に規制されているから結局は地代を取られることのための共同となっている、自作農では所有と一体化した限りでの耕作者の論理でムラは変わってきましたと思います。それが今度、所有と耕作の矛盾が強まっていくでしょう。その段階で所有に規制されて耕作が展開しないということになっているだろうと思うんです。

工藤 去年の島根大会のときに永田先生が広島県の塩原の事例を報告したんです。あまり永田先生がふれなかつた問題が一つあります。それは、あそこで集落営農集団が成立したのは、圃場整備が契機だったのです。要するに、ブルドーザーでならしてしまつたら、圃場がどうなるかわからんというんで、工事が遅れて田植えがのびたという状況があつたんです。それでもちろん、兼業農家とか婦人労働力、要するに未亡人家庭の問題をどうするのかということで、工場を誘致するということになつたんです。圃場整備をやつたことで、大変な危機的状況がうまれて、それが契機になつて、集団営農に向つたんです。そういう一つの危機という状況の中で集団営農が共の問題に転化したんじゃないかな。

高山 もう一つまた具体的な次元のことかもしれないけれども、その共という中に社会保障、生活保障的な機能をムラが持つていたという、従つて困つた人間がいれば、やはり、老人の一家人族について、面倒を見るという意味での社会性をもつた共というも、の、それすらも、いわゆる社会保障体系等で切りおとされていく、それで、かつての戦前における共という中には、生活保障的機能を含めた共ということをやはり考へてゐるわけですか。

安原 確かにあるでしょ。非労働力あるいは労働力障害者等々を

そういうところでかかえ込んでいくということはあるでしょう。

高山 それはここでいう、共同社会性ですか？

安原 共同体性でしょ。それは抑圧を含んでるんです。

高橋 しかし今だつてその生活保障的な意味で持つてゐる所有まで否定できないことがある、そこははつきりあらわれているのです。それを取り上げて全然残さないということはできないと思います。それも共同体性ですか。

安原 それはそうじゃないでしょ。かつての伝統的な村落という、そういうときに共同体性がある。それと戦後の自作農、集団栽培をはじめるという場合の共同と同じ性格の中のなか、質的に違うのかという質問ですよね。その区分けがむずかしい、正直いつて、大雑把な仮設からうと變つて、というのは、集団栽培にしても、それは個別利益がまず考えられてると思うんです。それを個別では完成できないから他者を媒介しなくてはならないという形で組まれてくる。あくまでも全体の利益じゃ必ずしもない。そこに組み入れる個が個だけでは達成できないインタレストをそういう意味では共は、道具的性格を持つ。かつての方は必ずしもそうではない。同じ部落ぐるみといつても、かつての部落ぐるみと今集団栽培とは部落ぐるみは違う。

高山 工藤さんは当然お考へと考へますけれども、これまで論じられましたけれども、土地利用秩序、土地管理というときの、秩序の実体、あるいは土地管理の主体ということが改めて組み直しにせよ問へてゐる。その秩序の主体的なものの中に、村落というかたちで、それが共であるかもしれないがそれがどう位置づけていたものか。どうかかわるのか？

渡辺 だんだんわからなくなってきた。安原先生の話を聞きながら

集落あるいはムラというものが變ってきたことは実感として分か
るけれども、そういう中で組み換えが必要であると論理とい
うか——共同性、合意形成を考えいくときの組み換えが必要で
あるとおっしゃる前提になつて、農民層あるいは自作農の性
格づけという話でした。その性格とそれをとりまく諸条件は、ど
のあたりでどういう状況を念頭におかれて組み換えが必要である
といつておられるのか？一般的な流れとしては理解できますが、
ずいぶんいろいろな条件のちがいによって事例をとり上げたこと
ではなるほどと思いますが、もう一つ論理としてわかりにくい。

安原 確かに、一般論だけで抽象的にいつていることは事実です。
ただ、要するにぼくが気になるのは、土地の集團的利用、集落の
持つている機能というのは、ずっと今まで存在していましたが、
今まで無視されていました。それを今までのようではなく、何か組
みかえる。新しい仕組が必要になりそれに応じた意意思形成とい
うのが必要になつていなければ可能になつてこないだろうとい
うことを考える。

高橋 ただ組み換えというけれどもどういう方向へ向つての組み換
えを考えるのでですか？中核農家育成のため？それがぼくは成功し
ないと思います。中核農家育成のためなりふりかまわずが成功
しないところに問題があつた。要するに、簡単に土地をあずけら
れますかということになつて出てくる。

安原 そういうことが可能ではないかという議論があまりに前面に
出ているのではないかという気がする。ぼくもむずかしいし、お
かしいと思う。

高橋 計算してみたんですけど、各地区の現在八七万戸の中核

農家に全部の土地をあづめたとして、どのくらいの経営面積にな
るかというと、東北は、田んぼ三・八ha、畑一・三haである。今
の自作農民のあり方からいって、とても農林省が考へている程度、
中核農家に土地がいくとは考えられない。やはり、何故、自作農
は現在土地を手ばなさないのか、貸借関係に出さないのか、売ら
ないのか、そのあたりは一番大きな問題だと思う。

工藤 山陽方面では中核農家路線から、比較的早めに集團化、集落
営農でないと展望がひらけないと、いうように主旨が変わります。
高橋 担い手うんぬんよりも、農業をどう維持し、保全するのかが
問題となつてくる。土地をどう保全するのかということが問題と
なつてきている。

「吉治先生の集中講義」

元愛知大学文学部助手

坂井達朗

年に二回、それもわざか数日間、づつおめにかかる機会が、数年にな
わたつてあつたというだけの浅いえにしえである。だから中村先生
について、何か人に語るに足るほどの事があると言うわけではない。

全く個人的な思い出に終始することをお許しいただきたい。
今でもそうかも知れないが、私が勤めていたころの愛知大学文学
部には、社会学科・史学科共通講義というものがいくつかあって、

れぞれに世話をした学科が決っていた。「日本社会史」もその一つで、社会学科の受け持ちということらしかったが、どういう訳かずっと休講になっていた。

未だ今日のように「社会史」がブームになつてもやはやされる時代ではなかつたから、このカリキュラムは新任者の眼に新鮮なものに映り、開講されないことが惜まれた。聞いてみると、学内には専任者がなく、ずっと講師を依頼してきたという。かつては有賀先生や喜多野先生にも、お願いしたということであった。両先生とも、当時すでにかなりの高齢であつたし、又お忙しい仕事についておられたわけだから、おひきうけにならないということであつたのかかもしれない。

何年かして、といふ訳か知らないが、この科目を再開すると言ふ話が突然出てきて驚かされた。ついで中村吉治先生に担当していただくというのである。それはすばらしい。しかし私にとっては、蔽から金のべ棒のような、こんなうまい話が本当に実現するのだろうかと思つた。

恐らくは先生が仙台から引越され、湘南から東京への通勤にも慣れてこられた様だから、という読みがあつたのではないかろうか。年間に何週間かの集中講義の期間が学年暦にくみ込まれており、その間は一般的の授業はすべて休みになつているのは、この様な遠方の講師をお願いする時のためであつた。

どの様に交渉がなされたか知る由もない。多分、学部こそちがえ同じ学内におられる愛弟子の村長利根朗先生のお手をわざらわしたかと想像するのだが、思いがけず大先生の非常勤講師依頼が実現し、豊橋の学生さんが中村先生の講義を受けることが出来るようになつ

た。かく申す私も、当時は学科の最も若いスタッフであったので、足許が多少御不自由な先生をご案内するという名目で教室までお伴をしそのまますみに座つてその幸運のおすそ分けを頂戴する機会にめぐまれたのである。

講義中の先生は、テキストに指定された「日本社会史」や「日本の村落共同体」などを一応は机の上に置かれるものの、開いて見ることはごくまれで、その意味ではほとんどそらで、共同体の変化の過程と論理とを、古代から近代まで順を追つて、理路整然と述べていかれた。特に先生が力を入れられたのは、どの時代についても、成立し安定した社会の構造を画くということよりも、むしろ変わりつつある社会の変化の度合とその底にひそむ変動の論理を探り出す、という点にある様に思われた。それまで書物の上で親しんできた「……が……になる程度にまでは変化してきた」という、先生の独特の表現の真意が理解できたような気がしたことを今に記憶している。

語り口は決して「立板に水」というのではない。さりとて訥をというのではない。強いて言えれば「諄々と噛んで含めるように」、という風であった。隨時にあげられる史実は、「自家菜籠中」という表現の通りに、自由自在にとり出される観があった。新米の教師であつた私は、自分の学生時代に聴いたいくつかの名講義とは、またちがつた種類の、この名講義に魂をうぱわる思いであった。

講義の終つた後が、またすばらしかつた。先生は殺風景な教員控室よりは、村長先生の研究室で放課をすごすことを好まれたが、次第に四階までの階段の上り下りをさけるために、一階にあつた私の室で休まれる事が多くなつた。村長研究室から愛用のコーヒーセッ

ト一式がおろされ、昼食のザルソバの後は必ず美味しいコーヒーを囲んで、時には先生はソファーに寝そべったりされながら、高度の内容を気楽な雰囲気で語られる。「天皇雜煮論」とか「奴隸小守り説」などというお話が出るのもこんな時であった。それには、社会学科や史学科の教員のみではなく、東北大学や旧制一高などで先生の聲に接した、何人かの常連が加わり、あたかも村長研究室が一階に引越してきた様であった。後になって、これが名物の「ランチタイム・セミナー」であると教えていただいた。

ある時、先生が休息されている最中にたまたま一人の学生が、やっかいな質問をもって部屋を訪ねて来たことがあった。先生が当惑している私にかわって、懇切にお答え下さり、レポートの書き方まで指導されるのを、傍で拝見しながら、学生の指導の仕方にまで蒙を啓かれる思いがしたのであった。

またこんなこともあった。ある放課の時間、ふと私の書棚を見廻された先生は、その内容があまりに雑然としているのにあきれ返られてか、「君は八宗兼学の僧だなあ」とからかわれた。自分の能力をも省みずに「兎を追いかけてはいけないと」言う。この御訓諭は迷いの多い私には胆に銘じた。有難かったのは、それに続いて私がどんな風に勉強しているかをおたずね下さり、今後の進め方について御指導を賜ったことであった。「歴史書としてすぐれているのは、固有名詞と年号がなるべく少しだけ出でこない書物である」という箴言をうかがったのは多分この時だったと記憶している。

最初の一年位は、先生御自身も健康に必ずしも自信を持つておらず、何時やめなければならないかと、常に気づかれておられた様だった。教室から帰られるや、「やあ、僕もよく続くねえ」と破顔

されてソファにどっかりと腰を落されたのも、一度や三度のことではなかつた。御疲れになつてはた眼にもありありとわかつた。気候のよくない時に、慣れぬホテルに泊りながら、数日間連続して話しをしていたくのは、たしかに苦悶であり、非人道的であるとすら思ったこともあつたが、どうしてさしあげることもできなかつた。

しかし先生の肉体は、次第にこの苦しい年中行事に慣れてこられた様であつた。一年間の日定が無事終了して帰られる時に、「また来年会いましょう」というお言葉が出るようになつたのである。こうして「吉治先生の集中講義」は、社会学研究室の楽しい年中行事になつた。

学生諸君も先生には特別親しみを感じていた様子で、朝ホテルから一人で出校される時にすれちがつた某君は、「ステッキをふりまわしながら実に楽しそうに歩いておられましたよ。眼がお悪いといふのは本当ですか」などとコツソリ私にたずねたりした。

講義の予定が終る前日の夕食は、先生を囲んで小宴を張るのが例であった。文学部以外からも、ゆかりの人々が集まり、十名前後が、市内のそこ・ここで会食する。そんな時、お酒をほとんど上らぬ先生が、飲兵衛達を前に実に愉快そうに談笑される姿は、度量の広い、寛容なお人柄を感じさせるものがあった。

しかしそれだけで一代の碩学が生れるわけはない。ある時、先生の旧い同窓の方が、たまたま同時期に集中講義にこられ、日定が一日だけ重なつたことがあった。事情を知らぬ我々は、両先生の歓迎会を同席にすれば、同級生同士で昔話もあって楽しいだろうと考えて、念のために御意見をうかがつた。すると先生は、決然として言

下に拒絶されたのである。その時のきびしい口調は、まさに口の悪い信州人のそれであった。理由は学問と政治とに関する、人間としての節操の問題であつたかと記憶する。この時、背すじのキチッと伸びた、明治生れのリベラリストの強い精神の片鱗を見た思いがして、一同肅然と襟を正したのであった。

何年かして私は愛知大学を辞した。その後も中村先生の集中講義は続けられているとはうかがつたが、もうおめにかかる機会はなくなつた。ただ、かつては年二回来校されたのが一回になつたと聞いた時は一寸さびしい気がした。

そんな頃、いなくなつた私の事について、全く別の處で、先生がある感想をもらされたということを、人づてに耳にした。出講先でまたま出会つただけの若者を記憶に留められ、心にかけていて下さつたと知つて、改めて恐縮する思いであった。それを知つた以上、本来ならば手紙ぐらいは差し上げるべきであったかもしれない。しかし妙に引つこみ思案の所もある私は、それをおこたつている内に時が経ち、ついにお話しようにもできない様になつてしまつた。今思ひ返してみると、先生との雑談のテーマは信州、特に平出にまつわることと、有賀先生に関係することが多かつた様な気がする。その有賀先生へのお別れの式で弔辞を読まれる先生のうしろ姿を、講堂の「階ギヤラリーから友人と二人並んで拝見していた事を思い出す。その時、先生はお詞を「今日はこれでお別れしますが、きっと又、どこかで逢えるでしょう。それでは、おぼつかない足どりながら歩き続けて行くつもりです」と言う、感動的な一節で結ばれた。

人の別れと言つものは、本当にそういうものであるかもしない。

そうだとすれば、私もいつか、どこかで中村先生におめにかかるといふことになる。「集中講義」をまたお願いする日までには、せめて「門前の小僧」ぐらいまでには成長しているよう、少しでも前へ歩いて行かなければならないと思つてゐる。

その節はまたどうぞよろしくお願ひいたします。

「共通課題」について

一九八七年度の共通課題のサブテーマは、次のように決まった。

【戦後土地所有の変化と地域農業】

共通課題「土地と村落」の三年目にあたり、これまでの「村落の土地利用秩序と土地管理機能」「村落の変貌と土地利用秩序」をサブテーマとしてきた。本年度も「土地と村落」を共通課題とすることは昨年の大会において決定されていたが、サブテーマについては運営委員会、宿題委員会で検討することとなつた。就いては、運営委員、宿題委員に意見を事務局まで寄せていただいた。その意見をもとにしながら、二月七日研究会後検討したが、「土地管理の諸形態」「土地をめぐる農民と村落」「農家と村落」「土地利用と地域農業」などの案も出されたが、これまでのサブテーマでは「土地利用」を基軸に検討してきた。問題をしづらるために、まず時期的には「戦後」とし、農地法・自作農体制の変貌をおさえながら、大会の席上でも意見を出された磯辺氏の「所有・労働」への切り込みの必要を考慮して、戦後土地所有の問題を取り上げることとした。安原

報告をめぐる討論において、「公・共・私」の土地をめぐる所有と利用が問題となり、また兼業化、高齢化の進行と「資産的土地位有」が強まるもとで、地域の土地利用、農村計画、地域農業の現状と展望を検討しようとするものである。もとより「村研」という学際的研究の場である以上、「いえ」「村落」「所有の社会学的把握」など多面的な視点からの検討を期待するものである。

(事務局)

におけるきずなと農民層分解

北原 淳

「タイ農村の就業構造」

酒井恵眞・白樺久・小内透 「山陰平場農村における

兼業化の進展と村落生活」

相川良彦 「村落活動の展開と論理」

2 村研年報 第二三集のタイトルは「土地と村落II—村落の変貌と土地利用秩序」であるが、実際のタイトルは御茶の水書房にまかせる。

3 村研年報 第二三集の目次は次の通りとする。

「村落社会研究会」 第二三集 目次

△共通課題 「村と土地—村落の変貌と土地利用秩序」

1 課題報告

(1) 岩本 由輝 「本源的土地位有とムラの土地利用」 一〇一枚

(2) 西川 善介 「入会林野と村落」 八〇枚

(3) 長谷川昭彦 「村落の変貌と土地利用体系の展開」 七八枚

2 特別寄稿

永田恵十郎 「過疎の“むら”の明暗

—島根県旭町の調査結果から—」 四二枚

3 自由論題

春日 文雄 「土地整理期の沖縄農村構造—羽地間切

—稲嶺村を中心として—」 五一枚

△辞退 佐藤直由・内田司 「牡鹿半島漁村における戦後の漁家

経営の状況」

△史学・経済史学

長谷部 弘 「史学・経済史における村落研究動向」 一二枚

蘭 信二 「満州農業移民—戦後集團再入植開拓村

△経済学・農業経済学▽

久力 文夫 「農業経済学の研究動向」

一一一枚

△社会学・農村社会学▽

白樺 久 「社会学の研究動向」

一一一枚

△法学・農業法律▽

林 研三 「最近の法社会学における村落研究の動向」

一二枚

合 計 四四三枚

5 村研年報の原稿は取り揃えて六月一四日（火）に御茶の水書房に持参した。

6 初校は八月上旬、十月五、六日の村研大会に間に合うよう年報を発行する。

5 一四集以降の発行は御茶の水書房では扱わない。それに関しては四月一日に運営委員会との合同委員会がもたれ、農山漁村文化協会（農文協）に依頼することがきまり、現在折衝中です。

6 △連絡先▽ 〒三八 相模原市御園三一〇一〇 長谷川昭彦方

□ ○四二七一四二一三九三一

村研年報編集委員会事務局

「年報」発行について

新入会員

庄 司 俊 作

〒六〇三 京都市北区鹿ノ下町一一一

ソルクメリニアーナー（〇一）

年報発行について、上記のように年報編集委員会から報告が寄せられておりますが、事務局よりその後の経緯を報告いたします。

安孫子氏の御世話により五月一一日三時より、安孫子氏、事務局高山両人で農文協の専務理事 坂本氏、編集局次長 中田氏、部長原田氏と面談し、「年報」の発行のいきさつ、現況の説明をいたしました。当日、安原編集委員も出席予定でしたが、都合により不参加となりました。農文協の中田氏には年報を参考のため、あらかじめ送付しておきました。

話し合いの結果、農文協としては年報発行について前回きに検討するということになりました。なお、発行条件、年報費を会費に加えて微収するなど、事務的な問題も含めて今後検討し、事務局高山に連絡するということにいたしました。

六月初旬に、部長の原田氏より高山に電話で、来年度より年報発行を引受けける方針が農文協で一応決定した旨の連絡を受けました。については、大会までに発行条件を具体的に事務局、編集委員ともに農文協側と詰め、成案を得て総会に提案する予定となつたことを御報告いたします。年報発行の日付がついたことに関しまして、事務局からも安孫子氏に厚く感謝する次第でございます。

（事務局）

所属 同志社大学人文科学研究所助教授

熊井治男

〒351 横浜市港北区下田町四一一一〇四〇六

(6)

(○四四) 六三一六六四三

所屬 東京農業大学農業経済学科

住所変更

伊賀光屋

〒350-3 新潟市五十嵐一の町六三七九一三〇

秋津元輝

〒351 大阪府八尾市本町六丁目一四一八

朝日プラザ八尾 三〇〇三号

小林一穂

〒350-3 千葉県市原市光風台五一二二八

(6) ○四三六一三六一一二七四

新所屬 三育学院短期大学

後藤和夫

〒450 豊橋市牛川町南台三九一

竹内隆夫

〒466 名古屋市天白区表台五〇 (名簿もれ)

所属変更

住田正樹
九州大学
教育学部

退会者

中屋紀子

箱島貴太郎

加藤正彦

中井信彦

向山雅彦

島本彦次郎

木長尾泰

鈴木信彦

孝演重

木尾貢

向山雅彦

島本彦次郎

中村吉猛治

次の方々の御逝去を悼みます。

八六年一月
八七年一月
八六年十二月
八七年一月
八七年一月
八七年一月
八七年一月
八七年一月
八七年三月
八七年三月
八七年三月
八七年三月